

出雲市高齢者配食サービス事業の事業者公募について

高齢者配食サービス事業については、平成30年度まで業務を受託していた事業者(社会福祉法人ぽてとほうす)が、法人合併により業務受託が出来なくなったことから、本年4月から9月末までの間については一時的な対応として別法人との随意契約により事業実施しています。

このことについて受託事業者選定の公平性の確保と今後の安定的な事業実施を行うため、以下のとおりプロポーザル方式による受託事業者の公募を行っておりますのでその状況について報告いたします。

1. 公募内容

(1)公募方法 プロポーザル方式

(2)委託業務の内容

① 配食サービスの提供(基本:365日、昼・夕配食)

② 配達時における安否確認

※ 民間事業者のサービス提供エリア外(特に中山間地域、北部沿岸部)については、上記①の方法や内容について提案を受ける。

(3)業務履行期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日

※令和2年度以降については、業務履行状況を踏まえ決定

(4)事業者選定 選定委員会を設置し、企画提案書等の提出書類及びヒアリングにより総合的に評価を行い、委託候補者を選定します。

(5)周知方法

- ・ 出雲市ホームページ
- ・ 出雲市社会福祉協議会ホームページ「てごナビ」掲載事業者 8事業者
- ・ 「食品営業許可事業者」で配食事業を実施している市内の法人 10事業者

(6)公募日程

| 内容 | 日程 |
|-----------|------------|
| 募集開始 | 7月 3日 (水) |
| 参加表明締め切り | 7月 18日 (木) |
| 企画提案書締め切り | 8月 9日 (金) |
| 審査 | 8月 27日 (火) |
| 事業開始 | 10月 1日 (火) |

2. 配食サービス利用者の利用料

今年度中においては、平成30年度の利用料411円（税込）からの変更は行わない。

但し、今年度末を目途に民間配食サービス利用料（普通食500～700円程度）との格差を踏まえ、段階的な利用料の引き上げの検討を行う。

(参考) 高齢者配食サービスの利用条件 等

① サービス利用対象者

- 1 民間事業者のサービス提供エリア外に居住の方
- 2 特別な治療食が必要な方
※ 本人や家族等で対応できる場合を除く。

② 利用実績 (H31年度6月末実績。人数は実利用者数)

| | |
|---------------------------|------------|
| 民間サービスエリア内 (従前からのサービス継続者) | 12名、1,154食 |
| 〃 エリア外 (主に佐田地域) | 12名、941食 |
| 〃 〃 (主に沿岸部) | 0名、0食 |
| 合計 | 24名、2,095食 |